

座長メモ

(懇談会において議論されていない事項に係る想定される対応方向について)

1. 効率的な分別・回収方法

店頭回収は、異物の少ない高品質な回収物が得られること等から、自治体回収を補完する多様な回収ルートのひとつとして今後とも継続されることが望ましいのではないか。その際、引き続き、容器包装リサイクル法の対象外として扱うべきか、法的に位置づけるべきか。

小売事業者の過度な負担となったり、回収ルートの複線化等により社会的コストの増加を招いたりするおそれがあるなど、法的に位置づけることは難しいのではないか。法の対象外として自主的な推進を図る場合、どうすれば小売事業者が円滑かつ効率的に店頭回収を継続できるか。

2. 製品プラスチック・役務プラスチックの扱い

製品プラスチック・役務プラスチックを容器包装とともに収集してリサイクルする場合、収集量の増大や異物除去に伴う分別収集・選別保管費用等、社会的コストが増大するおそれがないか。このため、社会全体での費用対効果を十分検証した上で、製品プラスチック・役務プラスチックに係る関係者も含めた別の場で慎重に検討してはどうか。

また、指定ごみ袋を分別基準適合物に含め容器包装リサイクル法の対象とする場合、その再商品化委託料金や合理化拠出委託料金の負担が必要となるが、全体として社会的コスト削減効果があるかをまず検証すべきではないか。

3. 環境配慮素材の扱い

環境配慮素材の使用に応じ、再商品化委託料金を減額するインセンティブを導入する場合、環境配慮素材と従来素材は見分けられるか。難しい場合、環境配慮素材を活用する事業者の功績が認められる措置を検討してはどうか。

4. ただ乗り事業者対策

特定事業者の再商品化委託料金の支払を取引先が確認する慣行普及を検討してはどうか。

5. 委託料金の徴収支払方法

制度制定時に、容器包装廃棄物の排出抑制や再生利用しやすい素材への転換を図るため、容器包装の素材や形状を選択する内容物の製造・販売事業者が再商品化委託料金を負担することが適当と整理されている。このため、再商品化委託料金、合理化拠出委託料金の精算に係る運用に係る事務コストが削減されるよう、関係者間で十分調整すべきではないか。